

R4 環境企第 744 号
令和 4 年 7 月 26 日

宮城県知事 村井 嘉浩 様

仙台市長 郡 和子



(仮称) 菅生太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年通商産業省令第 54 号）第 14 条第 4 項の規定により、令和 4 年 6 月 7 日付で送付のありました標記について、環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 菅生太陽光発電合同会社
代表者の氏名 代表社員 川端 茉莉奈
主たる事務所の所在地 東京都港区三田 3 丁目 4 番 18 号 二葉ビル 1002 号

2 対象事業の名称、種類及び規模

名称 (仮称) 菅生太陽光発電事業
種類 太陽電池発電所の設置の事業
規模 出力 40,000kW

3 対象事業実施区域

宮城県柴田郡村田町大字菅生、仙台市太白区茂庭字鍋田
上記の区域を接続するための電線路を敷設する仙台市道、宮城県道、村田町道等

4 環境の保全の見地からの意見

別紙のとおり

【担当】仙台市環境局環境部環境企画課環境影響評価係
〒980-8671 仙台市青葉区二日町 6-12

MS ビル二日町 5 階

電話：022-214-8219、FAX：022-214-0580



1 全体事項

- (1) 本市及び村田町の事業区域を接続する自営線の設置工事に当たっては、早期に関係機関と協議の上、設置工事の可否、施工方法や交通対策等について検討するとともに、当該工事に伴う大気質、騒音・振動及び廃棄物等に係る影響について適切に調査、予測及び評価すること。また、その結果、環境への影響を回避又は低減できない場合は、自営線を設置しない事業計画とするなど、ゼロ・オプションも含め、事業計画の見直しを行うこと。
- (2) 計画段階環境配慮書手続きにおいては、事業の位置、施設配置等について複数案を検討し、事業実施に伴う重大な環境影響の回避・低減することが重要であるものの、複数案が示されていない。その上、事業実施想定区域内（以下「想定区域」という。）には鳥獣保護区及び土石流危険渓流が存在するとともに、想定区域に隣接する坪沼川及び沢戸川の下流域に位置する坪沼地区は「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されているなど、想定区域周辺のみならず広域的な影響が懸念される。このことから、複数案を検討の上、想定区域の絞り込みの過程を方法書に示すとともに、自然環境や生活環境に最大限に配慮した事業計画を検討すること。
- (3) 事業計画の検討にあたっては、早期段階で説明会を開くなど、地域住民等に対し丁寧に説明を行うとともに、住民等からの意見に十分配慮すること。また、住民等からの理解を得ていただくため、工事及び運営体制の詳細を明確にすること。

2 個別事項

（廃棄物等）

- (1) 事業終了後は、太陽光パネルのほか、約 11km にわたる道路埋設物等の撤去に伴う廃棄物の発生が見込まれることから、廃棄物処理に関する計画を方法書以降の図書に示すこと。

（温室効果ガス等）

- (1) 温室効果ガスに係る影響について、森林伐採、自営線の設置工事、太陽光パネルの製造及び廃棄等も含め、適切に調査、予測及び評価すること。その結果を踏まえ、本事業の実施による温室効果ガスの削減効果を算出すること。